



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年9月20日火曜日 第1695号

### ◇ 目 次 ◇

指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	935
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	935
解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....	936
地方卸売市場の開設の許可.....	936
卸売業務の許可.....	937
地方卸売市場の廃止の許可.....	937
卸売業務の廃止の届出.....	937
公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）.....	937

道路の区域変更（一般国道319号）.....	941
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	941
道路の供用開始（ " ）.....	941
公聴会の開催.....	942
都市計画事業の認可.....	942

### 公 告

平成16年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び水力発電  
用機械損害共済事業の経営状況の公表..... 942

## 告 示

### ○愛媛県告示第1712号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300191117	株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地の1	眞鍋敏朗	児童居宅介護	ヘルパーステーションまなべ	西条市氷見丙477番地	平成17年9月1日

### ○愛媛県告示第1713号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000100207113	株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地の1	眞鍋敏朗	身体障害者居宅介護	ヘルパーステーションまなべ	西条市氷見丙477番地	平成17年9月1日

### ○愛媛県告示第1714号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200235113	株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地の1	眞鍋敏朗	知的障害者居宅介護	ヘルパーステーションまなべ	西条市氷見丙477番地	平成17年9月1日

### ○愛媛県告示第1715号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

Table with 6 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の日, 届出日. It details the change of a large-scale retail store in Matsuyama.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1716号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市城川町魚成5677の2、5677の3
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1717号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市城川町魚成5676の1から5676の6まで
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1718号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可した。

平成17年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 5 columns: 許可番号, 許可年月日, 開設者の氏名又は名称, 地方卸売市場所在地, 取扱品目の部類. It lists the approval of a new wholesale market in Hamamatsu.

○愛媛県告示第1719号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売の業務の許可をした。

平成17年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行う地方卸売市場の名称	取扱品目の部類
		住所又は所在地	氏名又は名称		
水卸第45号	平成17年9月19日	八幡浜市沖新田1522番地18	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部
水卸第46号	平成17年9月19日	八幡浜市沖新田1585番地	有限会社太陽魚市場	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部
水卸第47号	平成17年9月19日	八幡浜市435番地35	玉岡水産株式会社	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第1720号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成17年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

許可年月日	開設者の氏名又は名称	廃止に係る地方卸売市場		取扱品目の部類
		所在地	名称	
平成17年9月18日	八幡浜市	八幡浜市字沖新田1585番地	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第1721号

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。

平成17年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した取扱品目の部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
平成17年9月18日	八幡浜市沖新田1522番地18	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部
平成17年9月18日	八幡浜市沖新田1585番地	有限会社太陽魚市場	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部
平成17年9月18日	八幡浜市435番地35	玉岡水産株式会社	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第1722号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

- 位置

宇和島市下波4824番から同4921番までの地先公有水面

- 区域

次の1点から52点までを順次直線で結んだ線並びに52点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.90メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市下波4862番地内に設置されたコンクリート杭）は、北緯33度10分14秒、東経132度26分48秒の地点

1点は、基点から真北221度11分16秒209.44メートルの地点

2点は、1点から真北304度04分37秒6.54メートルの地点

3点は、2点から真北304度04分41秒1.63メートルの地点  
 4点は、3点から真北32度38分42秒9.72メートルの地点  
 5点は、4点から真北29度46分33秒4.83メートルの地点  
 6点は、5点から真北29度47分53秒1.80メートルの地点  
 7点は、6点から真北29度46分31秒3.09メートルの地点  
 8点は、7点から真北26度59分55秒9.15メートルの地点  
 9点は、8点から真北24度12分37秒9.72メートルの地点  
 10点は、9点から真北20度50分49秒10.32メートルの地点  
 11点は、10点から真北18度37分10秒9.82メートルの地点  
 12点は、11点から真北16度52分06秒19.77メートルの地点  
 13点は、12点から真北17度06分55秒15.20メートルの地点  
 14点は、13点から真北18度39分19秒9.18メートルの地点  
 15点は、14点から真北20度43分37秒9.26メートルの地点  
 16点は、15点から真北23度24分22秒8.82メートルの地点  
 17点は、16点から真北26度50分15秒8.90メートルの地点  
 18点は、17点から真北30度03分17秒8.94メートルの地点  
 19点は、18点から真北34度40分42秒8.75メートルの地点  
 20点は、19点から真北41度21分10秒11.05メートルの地点  
 21点は、20点から真北47度58分21秒11.26メートルの地点  
 22点は、21点から真北54度40分27秒10.79メートルの地点  
 23点は、22点から真北61度17分29秒11.53メートルの地点  
 24点は、23点から真北67度01分42秒7.78メートルの地点  
 25点は、24点から真北71度13分52秒5.60メートルの地点  
 26点は、25点から真北75度16分06秒10.54メートルの地点  
 27点は、26点から真北79度16分17秒10.35メートルの地点  
 28点は、27点から真北81度49分40秒14.96メートルの地点  
 29点は、28点から真北81度28分30秒5.22メートルの地

点  
 30点は、29点から真北81度01分20秒9.88メートルの地点  
 31点は、30点から真北79度31分45秒9.77メートルの地点  
 32点は、31点から真北77度22分43秒9.57メートルの地点  
 33点は、32点から真北71度00分01秒9.66メートルの地点  
 34点は、33点から真北64度58分46秒9.57メートルの地点  
 35点は、34点から真北61度21分51秒9.52メートルの地点  
 36点は、35点から真北55度26分09秒7.73メートルの地点  
 37点は、36点から真北55度27分28秒0.98メートルの地点  
 38点は、37点から真北51度58分42秒5.48メートルの地点  
 39点は、38点から真北51度58分17秒3.01メートルの地点  
 40点は、39点から真北53度02分07秒10.19メートルの地点  
 41点は、40点から真北50度31分05秒10.57メートルの地点  
 42点は、41点から真北52度55分25秒2.76メートルの地点  
 43点は、42点から真北321度53分56秒1.45メートルの地点  
 44点は、43点から真北52度02分46秒6.29メートルの地点  
 45点は、44点から真北142度16分46秒1.50メートルの地点  
 46点は、45点から真北52度12分53秒4.08メートルの地点  
 47点は、46点から真北47度13分52秒6.70メートルの地点  
 48点は、47点から真北36度11分04秒5.44メートルの地点  
 49点は、48点から真北35度29分42秒5.22メートルの地点  
 50点は、49点から真北20度34分17秒5.97メートルの地点  
 51点は、50点から真北22度56分02秒6.22メートルの地点  
 52点は、51点から真北22度55分47秒7.23メートルの地点

## (3) 面積

4,692.45平方メートル

## 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成6年8月2日 愛媛県指令河第852号

## 4 しゅん功認可年月日

平成17年9月20日

## ○愛媛県告示第1723号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年9月20日

愛媛県知事 加戸 守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

- 2 埋立区域

- (1) 位置

A箇所

宇和島市三浦東1876番3から同1965番1までの地先公有水面

B箇所

宇和島市三浦東1965番1から同2183番1までの地先公有水面

- (2) 区域

A箇所

次の1点から25点までを順次直線で結んだ線並びに25点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.89メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市三浦東1876番4に設置された金属鉾）は、北緯33度10分34秒、東経132度30分38秒の地点

1点は、基点から真北132度45分40秒137.05メートルの地点

2点は、1点から真北335度46分41秒5.07メートルの地点

3点は、2点から真北336度05分10秒7.55メートルの地点

4点は、3点から真北335度52分12秒9.11メートルの地点

5点は、4点から真北334度34分37秒2.39メートルの地点

6点は、5点から真北244度21分37秒1.01メートルの地点

7点は、6点から真北333度51分53秒5.49メートルの地点

8点は、7点から真北64度11分43秒1.02メートルの地点

9点は、8点から真北331度30分39秒5.10メートルの地点

10点は、9点から真北328度44分14秒5.32メートルの地点

11点は、10点から真北325度03分32秒4.70メートルの地点

12点は、11点から真北321度39分45秒4.48メートルの地点

13点は、12点から真北319度14分10秒4.19メートルの地点

14点は、13点から真北314度29分28秒5.04メートルの地点

15点は、14点から真北309度36分01秒4.57メートルの地点

16点は、15点から真北305度26分59秒4.48メートルの地点

17点は、16点から真北301度58分52秒4.40メートルの地点

18点は、17点から真北297度46分17秒5.59メートルの地点

19点は、18点から真北198度21分00秒0.87メートルの地点

20点は、19点から真北293度01分40秒5.91メートルの地点

21点は、20点から真北18度20分47秒1.00メートルの地点

22点は、21点から真北289度46分12秒0.66メートルの地点

23点は、22点から真北288度27分44秒9.43メートルの地点

24点は、23点から真北283度29分31秒14.05メートルの地点

25点は、24点から真北13度28分01秒1.00メートルの地点

B箇所

次の1点から33点までを順次直線で結んだ線並びに33点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.89メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市三浦東1876番4に設置された金属鉾）は、北緯33度10分34秒、東経132度30分38秒の地点

1点は、基点から真北140度13分50秒315.04メートルの地点

2点は、1点から真北221度39分51秒1.00メートルの地点

3点は、2点から真北311度39分10秒6.89メートルの地点

4点は、3点から真北318度10分32秒7.19メートルの地点

5点は、4点から真北325度01分51秒4.37メートルの地点

6点は、5点から真北329度20分13秒3.95メートルの地点

7点は、6点から真北335度06分39秒3.19メートルの地点

8点は、7点から真北335度04分56秒1.50メートルの地点

9点は、8点から真北246度26分39秒1.07メートルの地点

- 10点は、9点から真北 338 度53分38秒5 55メートルの地点
- 11点は、10点から真北69度38分38秒1 .02メートルの地点
- 12点は、11点から真北 342 度53分54秒5 21メートルの地点
- 13点は、12点から真北 344 度28分04秒6 .89メートルの地点
- 14点は、13点から真北 343 度18分37秒5 .18メートルの地点
- 15点は、14点から真北 342 度05分29秒 11 .35 メートルの地点
- 16点は、15点から真北 339 度03分30秒7 23メートルの地点
- 17点は、16点から真北 337 度25分03秒6 .06メートルの地点
- 18点は、17点から真北 336 度05分22秒1 .32メートルの地点
- 19点は、18点から真北 332 度41分04秒3 29メートルの地点
- 20点は、19点から真北 243 度32分07秒1 .00メートルの地点
- 21点は、20点から真北 333 度32分24秒5 20メートルの地点
- 22点は、21点から真北64度02分52秒1 .00メートルの地点
- 23点は、22点から真北 298 度49分02秒1 23メートルの地点
- 24点は、23点から真北 298 度49分42秒 11 .55 メートルの地点
- 25点は、24点から真北 320 度01分16秒2 .68メートルの地点
- 26点は、25点から真北 318 度44分54秒8 .42メートルの地点
- 27点は、26点から真北 317 度50分58秒1 22メートルの地点
- 28点は、27点から真北 317 度51分06秒0 .92メートルの地点
- 29点は、28点から真北 334 度25分43秒 15 .72 メートルの地点
- 30点は、29点から真北 311 度52分14秒6 34メートルの地点
- 31点は、30点から真北 312 度02分09秒8 51メートルの地点
- 32点は、31点から真北 313 度30分09秒8 .60メートルの地点
- 33点は、32点から真北 317 度05分29秒9 51メートルの地点

(3) 面積

A箇所

1,009.39平方メートル

B箇所

1,920.57平方メートル

合計

2,929.96平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成5年7月14日 愛媛県指令河第275号

4 しゅん功認可年月日

平成17年9月20日



○愛媛県告示第1724号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市三浦東1716番6から同1742番3までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から24点までを順次直線で結んだ線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.89メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市三浦東1742番3地内に設置された金属鉾）は、北緯33度10分39秒、東経132度30分34秒の地点  
1点は、基点から真北27度02分24秒9.42メートルの地点

2点は、1点から真北10度29分58秒3.69メートルの地点

3点は、2点から真北23度22分09秒7.73メートルの地点

4点は、3点から真北26度46分32秒7.35メートルの地点

5点は、4点から真北24度58分58秒11.50メートルの地点

6点は、5点から真北22度31分28秒18.61メートルの地点

7点は、6点から真北16度46分12秒3.00メートルの地点

8点は、7点から真北16度45分51秒4.49メートルの地点

9点は、8点から真北10度49分25秒7.29メートルの地点

10点は、9点から真北4度49分40秒6.19メートルの地点

11点は、10点から真北 358 度11分55秒6 .19メートルの地点  
 12点は、11点から真北 351 度53分33秒5 .61メートルの地点  
 13点は、12点から真北 345 度51分18秒5 .61メートルの地点  
 14点は、13点から真北 339 度55分58秒7 .88メートルの地点  
 15点は、14点から真北 333 度39分34秒4 .81メートルの地点  
 16点は、15点から真北 243 度39分43秒1 .00メートルの地点  
 17点は、16点から真北 328 度15分51秒6 .70メートルの地点  
 18点は、17点から真北62度21分52秒1 31メートルの地点  
 19点は、18点から真北 327 度13分19秒 26 .12メートル

の地点  
 20点は、19点から真北 325 度41分30秒 25 .45メートルの地点  
 21点は、20点から真北 331 度28分04秒8 33メートルの地点  
 22点は、21点から真北 340 度34分38秒8 .78メートルの地点  
 23点は、22点から真北 354 度24分31秒9 .11メートルの地点  
 24点は、23点から真北 7 度06分08秒5 .47メートルの地点

(3) 面積

736 .68平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 6 年 8 月 2 日 愛媛県指令河第 853 号

4 しゅん功認可年月日

平成17年9月20日

○愛媛県告示第1725号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成17年9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市具定町字分木乙53番3から 同町字分木乙54番3まで	旧	メートル 12.7~22.4	キロメートル 0.031	
			新	13.0~22.9	0.031	
"	"	四国中央市中之庄町字土山乙100番3地先から 同町字土山乙95番8まで	旧	5.2~36.2	0.063	
			新	17.4~51.6	0.063	

○愛媛県告示第1726号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成17年9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町大成川14番1から 同町大成川574番地先まで	旧	メートル 4.7~21.7	キロメートル 0.102	
			新	12.0~23.0	0.099	
"	"	南宇和郡愛南町大成川574番地先から 同町大成川216番5まで	旧	3.7~21.7	0.160	
			新	11.5~29.3 3.7~21.7	0.132 0.160	

○愛媛県告示第1727号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成17年9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町大成川14番1から 同町大成川574番地先まで	平成17年 9月20日
"	"	南宇和郡愛南町大成川574番地先から 同町大成川216番5まで	"

○愛媛県告示第1728号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成17年 9月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 日時 平成17年10月6日（木）午後2時から
- 2 場所 松山地方局6階第1会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件  
松山広域都市計画区域区分の変更案について
  - (2) 案件の概要  
別記のとおり
- 4 公述の申出等
  - (1) 公述の申出  
公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町の住民及び利害関係者に限る。）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
  - (2) 申出の期限  
平成17年 9月30日（金）まで
  - (3) 問い合わせ先  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課  
（電話 089 912 2738）

別 記

松山広域都市計画区域は昭和46年12月20日に、松山市、伊予市、東温市、松前町及び砥部町の3市2町を広域都市計画区域として指定し、この区域において市街化区域と市街化調整区域に区分する都市計画（一般に線引きといわれています）も昭和46年12月20日に併せて決定し、昭和55年4月30日に第1回の見直し、昭和63年5月17日に第2回の見直し、平成12年3月21日に第3回の見直し、平成16年5月14日に第4回の見直しを行い、現在に至っている。

今回の見直しは、松山港外港地区における埋め立てに伴って区域を拡大するため、次のとおり見直しの県素案を作成した。

- (1) 都市計画法第21条第1項の規定に基づき、次の各区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。  
松山市大可賀三丁目の一部

○愛媛県告示第1729号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定

に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成17年 9月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 施行者の名称  
松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松山広域都市計画道路事業  
3・4・35 千舟町古川線
- 3 事業施行期間  
平成17年 9月20日から  
平成23年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
松山市古川南一丁目、古川南二丁目及び古川南三丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

公 告

○公 告

平成16年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況の公表について

財団法人都道府県会館理事長麻生渡から通知のあった平成16年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年 9月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 建物共済事業の経営状況
  - (1) 事業実績
 

加入都道府県（団体）数	都道府県47団体
共済責任額	4,034,626,012千円
共済基金分担金（返戻金控除後）	814,664千円
被災件数	3,061件
被災棟数	3,061棟
災害共済金	853,242千円
損害率	105.5パーセント
  - (2) 収支計算
 

ア 収入	
共済基金分担金	817,212,103円
雑収入	343,534,075円
返還金収入	120,000,000円



繰入金収入	3,100,000円
前期繰越収支差額	1,284,973,454円
イ 支 出	
事務費	142,469,584円
災害共済金	857,513,846円
返戻金	2,547,472円
災害見舞金	6,917,425円
助成金	1,414,878円
防災費	2,186,534円
諸支出金	154,265,000円
固定資産取得支出	939,750円
積立預金支出	1,347,980,000円
次期繰越収支差額	52,585,143円
ウ 資産増加の部	
資産増加額	1,348,919,750円
エ 資産減少の部	
資産減少額	1,355,727,648円
当期正味財産減少額	6,807,898円
前期繰越正味財産額	21,248,585,421円
期末正味財産合計額	21,241,777,523円

## 2 水力発電用機械損害共済事業の経営状況

## (1) 事業実績

加入都道府県(市)数	32都道府県1市
共済責任額	275,450,128千円
共済基金分担金	338,636千円
加入発電所数	334所
被災事故件数	13件
被災事故発電所数	13所
災害共済金	348,876千円
損害率	103.0パーセント

## (2) 収支計算

ア 収 入	
共済基金分担金	338,636,839円
雑収入	104,181,228円
前期繰越収支差額	735,054,789円
イ 支 出	
事務費	1,244,334円
災害共済金	348,876,674円
災害見舞金	0円
調査費	761,310円
積立預金支出	454,000,000円
次期繰越収支差額	372,990,538円
ウ 資産増加の部	
資産増加額	454,000,000円
エ 資産減少の部	
資産減少額	362,064,251円
当期正味財産増加額	91,935,749円
前期繰越正味財産額	6,554,134,789円
期末正味財産合計額	6,646,070,538円

